

平成23年度〔第3四半期〕随意契約の結果（500万円以上の物品、委託、工事）

健康福祉部

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。なお、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用されるものについては最も近い根拠法令と適用類型に置き換えています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令※1	適用類型※2
障害者自立支援課	精神障害者早期支援・地域定着推進事業	多職種チームによる訪問支援等で、在宅の精神障害者の生活支援を行う	平成23年10月1日	医療法人周行会	5,596,000	精神障害者支援を目的とした施行事業で、企画提案の中から審査を経て事業者を決定したため、代替性がないため。	2号	4